

## 指定給水装置工事事業者指定申請に必要な提出書類等について

### 1 提出書類

- ① 様式第一（水道法施行規則第 18 条関係） 「指定給水装置工事事業者指定申請書」
- ② 別表（水道法第 18 条関係） 「機械器具調書」
- ③ 様式第二（水道法第 18 条及び第 34 条関係） 「誓約書」
- ④ 様式第三（水道法第 22 条関係） 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」
- ⑤ 別紙様式（第 5 条の 2） 「指定給水装置工事事業者指定時確認書」

### 2 添付書類

- イ 事業所が法人の場合は、会社の定款及び登記簿謄本（写しで可）。  
事業所が個人の場合は、代表者の住民票抄本（本籍・続柄・個人番号不要）。
- ロ 給水措置工事主任技術者免状の写し。
- ハ 事業所の位置がわかる簡単な略図。

### 3 書類提出時に申請手数料として、5,000 円必要です。

### 4 書類を受理してから 10 日前後で、指定が受けられれば「給水装置工事事業者証」を交付します。（電話連絡します。）その時に、事業者に対し、小竹町の給水装置の工事概要を説明します。

その他不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

小竹町役場上下水道課水道事務係  
T E L : 0 9 4 9 6 - 2 - 1 9 6 0  
F A X : 0 9 4 9 6 - 2 - 1 9 4 5